

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅷ-3-2))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>戦没者の遺骨収集事業の推進等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉するとともに、中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと(施策目標Ⅷ-3-2) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 社会・援護局援護・業務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>事業課長 佐藤 宏 援護企画課中国残留邦人等支援室長 岩橋 信和 援護・業務課長 柴沼 雄一朗</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を実施している。 1. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 2. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 3. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号)</p>										
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。</p>									
<p></p>	<p>2</p>	<p>中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。</p>									
<p></p>	<p>3</p>	<p>援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うことが課題である。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。</p>				<p>遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。</p>				<p>高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。</p>						
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。</p>				<p>一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。</p>						
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>			<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>1</p>	<p>慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>3年間の平均値以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>平成26年から平成28年度までの平均値(89%)以上</p>	<p>平成27年度から平成29年度までの平均値(88%)以上</p>	<p>平成28年度から平成30年度までの平均値(87%)以上</p>	<p>平成29年度から令和元年度までの平均値(87%)以上</p>	<p>平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上</p>	<p>・慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成27年度実績:87% 平成28年度実績:91% (参考2)令和2年度実績値84%は分母:慰霊巡拝参加遺族・の人数(19人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(16人)から算出したもの。</p>
						<p>87%</p>	<p>88%</p>	<p>88%</p>	<p>84%</p>		

②	遺骨収容又は送還を行った地域数 (アウトプット)	-	-	3年間の平均地域数 以上	毎年度	平成26年 から平成 28年度ま での平均 地域数(18 地域)以上	平成27年 度から平 成29年度 までの平均 地域数 (16地域) 以上	平成28年 度から平 成30年度 までの平均 地域数 (16地域) 以上	平成29年 度から令 和元年度 までの平均 地域数 (13地域) 以上	平成30年 度から令 和2年度ま での平均 地域数(9 地域)以上	・今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で遺骨を着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 ・遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。 (参考)平成27年度実績:16地域 平成28年度実績:17地域
						14地域	15地域	9地域	2地域		
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額								
(1)	遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	2.2億円 1.4億円	5.5億円 4.5億円	5.9億円	-	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2021-厚労-20-0813
(2)	遺骨収集関連事業 (昭和27年度)	21.6億円 21.6億円	21億円 19.1億円	26.0億円	2	戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約128万柱)が送還されている。引き続き、海外公文書館の資料調査や現地調査等によって得られた情報に基づき、着実かつ迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2021-厚労-20-0812
(3)	戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	1.6億円 1.5億円	1.7億円 0.9億円	2.0億円	-	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。					2021-厚労-20-0811
(4)	慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.5億円 0.4億円	0.503億円 0.2億円	0.8億円	-	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2021-厚労-20-0816
(5)	慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	1.0億円 0.9億円	1.0億円 0.2億円	1.0億円	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2021-厚労-20-0814
(6)	慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.6億円 2.6億円	2.6億円 0.2億円	2.6億円	-	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。					2021-厚労-20-0815
(7)	民間建立慰霊碑管理促進事業 (平成15年度)	0.3億円 0.1億円	0.2億円 0.1億円	0.2億円	-	民間団体等が国内海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、移設・埋設等の対応を行う。(一部補助事業 補助率1/2 50万円上限)これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。					2021-厚労-20-0817
達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度		
③	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度の一定割合以上	毎年度	前年度の98%(20,532件)以上	前年度の98%(21,720件)以上	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%以上	・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えているため、自立支援通訳の派遣事業を行っている。 ・この自立支援通訳の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「前年度の一定割合以上」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成28年度実績:20,951件
4	中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	-	-	前年度の一定割合以上	毎年度	前年度の98%(2,417件)以上	前年度の98%(1,903件)以上	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%以上	・自立指導員とは、中国残留邦人等が長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活の諸問題に関する相談に応じることにより、地域において安定した生活が送れるよう支援するために配置しているものである。 ・この自立指導員の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「前年度の一定割合以上」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)平成28年度実績:2,466件



達成手段2		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(8)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	28百万円	28百万円	28百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。	2021-厚労-20-0818
		19百万円	16百万円				
(9)	中国残留邦人等に対する帰国受入支援事業 (昭和48年度)	119百万円	134百万円	113百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。	2021-厚労-20-0819
		110百万円	87百万円				
(10)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	422百万円	430百万円	430百万円	4	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。	2021-厚労-20-0820
		421百万円	427百万円				
(11)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	75百万円	76百万円	76百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。	2021-厚労-20-0821
		69百万円	32百万円				
(12)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	409百万円	425百万円	431百万円	3	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)	2021-厚労-20-0822
		400百万円	400百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤ 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100% (参考2)令和2年度実績値100%は分母:令和2年度の年度累計受付件数(2,923件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,921件)から算出したもの。 なお、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持する。
6 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考1)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100% (参考2)令和2年度実績値100%は分母:令和2年度に総務省に進達した件数(28件)、分子:令和2年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(28件)から算出したもの。 なお、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持する。
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1)平成27年度実績:100% 平成28年度実績:100% (参考2)令和2年度実績値100%は分母前年度中に翻訳・解析した件数(14件)、分子:日本側資料との突合調査が終了した件数(14件)から算出したもの。 なお、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から入手した資料から翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持する。

達成手段3		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(13)	戦没者叙勲等の進達等事業 (昭和38年度)	2百万円	2百万円	2百万円	-	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。	2021-厚労-20-0825
		1百万円	2百万円				
(14)	人事関係等資料整備事業 (平成3年度)	171百万円	170百万円	158百万円	5.7	・ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。	2021-厚労-20-0823
		143百万円	128百万円				
(15)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業 (平成3年度)	46百万円	44百万円	45百万円	6	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。	2021-厚労-20-0824
		38百万円	40百万円				

施策の予算額(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	政策評価実施時期	令和3年度
	4,255,511	4,511,198	4,713,961		
施策の執行額(千円)	4,044,444	3,655,969			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説		平成27年2月12日	六 外交・安全保障の立て直し (平和国家としての歩み) 今も異国の地に眠るたくさんの御遺骨に、一日も早く、祖国へと御帰還いただきたい。それは、今を生きる私たちの責務である。硫黄島でも、一万二千柱もの御遺骨の早期帰還に向け、来年度中に滑走路下百か所の掘削を完了し、取組を加速してまいります。	